議案第３４号

上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

上越市福祉交流プラザ条例（平成２０年上越市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第３条中第１３号を第１４号とし、第１号から第１２号までを１号ずつ繰り下げ、同条に第１号として次の１号を加える。

⑴　すこやかなくらし包括支援センター

第５条の表 基幹相談支援センター
こども発達支援センター
図書室
顕彰コーナー の項及び第６条の表 基幹相談支援センター
こども発達支援センター
病後児保育室 の項中「基幹相談支援センター」を「すこやかなくらし包括支援センター
基幹相談支援センター」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。